

不祥事防止に関する校内規定

玉野市立山田小学校

不祥事防止のための校内ルールを次のように規定し、教職員全体で共通理解を図るとともに、常に緊張感をもって公務員倫理を意識し努めていきます。

※（各項目の始めに「私は」を入れて読みましょう。）

1. 教育公務員としての意識

- ①「全体の奉仕者」であることを意識し、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動します。
- ②教育者としての自信が、おごりや間違っただけの思い込みを招かないようにします。
- ③不祥事は他の学校のことで、他人事と思わず自分のこととして考えます。
- ④他の教員の言動に気になることがあれば黙認しません。
- ⑤勤務時間外でも、自らの行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識しています。
- ⑥岡山県教育委員会の「懲戒処分の指針」や「懲戒処分の公表基準」について理解しています。
- ⑦不祥事があったとき、学校や教育全体、また、家族など周囲の人々に対し取り返しのつかない深刻な打撃を与えることを考えています。

2. 生活に関すること

- ①普段の生活の中でストレスをためないように工夫しています。
- ②身近に悩みを話すことのできる仲間がいます。
- ③家族や同僚等とのコミュニケーションを積極的に図るようにしています。
- ④過度の遊興にふけったり、借金をしてギャンブルにお金をつぎ込んだりするなど教育公務員としてふさわしくない行為を行いません。
- ⑤スマートフォン・携帯電話は必要がないときは、持ち歩きません。

3. 校務に関すること

＜情報管理、守秘義務＞

- ①個人情報に関するデータの管理や校務で使用するパソコン、記憶媒体の保管の仕方において、盗難や情報漏洩に対する対策を行っています。
- ②個人情報に関する書類などを学校外に持ち出しません。（やむを得ない場合は管理職に報告し、許可を得ること。管理もしっかりすること。）
- ③職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、他人に聞こえるような場所で話題にするようなことをしません。

※パソコン、インターネットなどを利用する場合のセキュリティの規定については「山田小学校セキュリティガイドライン」による。

＜体罰＞

- ①体罰は、児童の人権を侵害する行為であることを認識しています。
- ②児童に対する懲戒と体罰の違いについて、しっかり理解し体罰を行いません。
- ③児童をたたいたり、長時間立たせたりするなど、肉体的苦痛を与えるような行為はしません。

4. セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為に関すること

- ①児童の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合は、管理職や同僚に告げてから行います。
- ②1対1で児童に対応する場合は、密室にならないように工夫します。
- ③児童、保護者、他の教職員に対して、セクシャル・ハラスメントととらえかねない言動を取りません。
- ④児童、保護者、他の教職員を性的な関心の対象としてみることはしません。
- ⑤児童、保護者と携帯電話やメール、ライン等でのやりとりをするなど不適切な関わりを持ちません。連絡は学校の電話、メールを使用します。
- ⑥児童を自家用車に乗せて送っていくことはしません。

5. 学校備品、公金などの取扱いに関すること

- ①学校のパソコンや電話、FAXなどを校務以外のことには使用しません。
- ②職場の備品や消耗品を持ち帰りません。(やむを得ない場合は管理職に報告し、許可を得ること。管理もしっかりすること。)
- ③一時的な立て替えであっても、公金を流用するようなことをしません。
- ④教材費等、学校徴収金を取り扱う際には、複数の教職員でチェックするようにします。(学級会計については監査を教頭が、PTA会費等についてはPTA会計監査が監査する。)

6. 校務外について

<交通関係>

- ①交通法規を守り、事故を起こさないよう常に緊張感を持って運転します。
- ②飲酒をした場合、量の多少に関わらず、絶対に車両(自転車を含む)を運転しません。
- ③深夜に飲酒した場合、翌朝や昼であっても一定基準以上のアルコールが体内に保有されることを認識し、アルコール保有の可能性がある場合は絶対に運転しません。
過度の飲酒は慎みます。
- ④車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗したりしません。

<わいせつな行為>

- ①どのような行為がわいせつな行為かをよく理解しておきます。
- ②わいせつな行為は被害者の人権を著しく傷つける行為であり、わいせつな行為に関わらないという強い意思をもって生活します。

<政治的行為、営利企業等従事>

- ①選挙運動に関する違法行為など、政治的行為の制限に抵触するような行為はしません。
- ②許可無く営利事業等に従事したり、営利を目的とした商品の販売に携わったりしません。

○ 保護者・児童に対して

- ・校内ルールについては懇談・PTA総会・学校ホームページなどで周知するようにします。
- ・保護者や児童には気になること等があれば、いつでも学校に連絡・相談してほしい旨を話しています。